

# 韓国の付加価値税について

(2025年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

### **報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG三最会計法人）に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびKPMG三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKPMG三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail : [KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail : [SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

I. 付加価値税の概要 .....	1
II. 納税義務者 .....	1
III. 事業者登録 .....	1
IV. 課税標準と税率 .....	2
V. 税金計算書 .....	4
VI. 申告と納付 .....	8
VII. 納付（還付）税額 .....	8
VIII. 納税地 .....	11
IX. 課税取引 .....	12
X. 取引時期 .....	12
XI. ゼロ税率 .....	15
XII. 免税 .....	16
XIII. 加算税 .....	18

# 韓国の付加価値税について

## I. 付加価値税の概要

付加価値税は日本の消費税に相当し、個々の財貨やサービスの提供に対して課され、生産・流通の各段階で発生し最終消費者に転嫁される。

生産・流通の各段階の販売者は、販売時に購入者から付加価値税を徴収（売上税額）し、その徴収額から仕入時に支払った付加価値税（仕入税額）を控除してその残高を国に納める。

付加価値税は各取引の段階で創出された付加価値をその課税対象とするが、課税の方法上、取引段階の付加価値を直接に補足して課税するのは困難である。そのため、付加価値税は、財貨または役務の供給に対する売上税額から供給された財貨または役務に対する仕入税額を減算して納付する税額を計算するようになっている。

$$\begin{aligned}\text{納付する税額} &= \text{自己が創出した付加価値} \times \text{税率} \\ &= (\text{売上額} - \text{仕入額}) \times \text{税率} \\ &= \text{売上額} \times \text{税率} - \text{仕入額} \times \text{税率} \\ &= \text{売上税額} - \text{仕入税額}\end{aligned}$$

## II. 納税義務者

事業者、すなわち営利目的の有無にかかわらず事業上独立して財貨または役務を提供する者である次の者が納税義務者となる。

- 個人
- 法人（国家、地方自治体、地方自治体組合を含む）
- 法人格のない社団・財団・その他団体

## III. 事業者登録

事業者登録とは、付加価値税の業務を効率的に処理し、納税義務者の現況を正確に把握するために、納税義務者の事業に関する一連の事項を事業場の管轄税務署の公簿に登載することである。新規事業を開始する者は事業場ごとに事業開始日から 20 日以内に事業場の税務署長（管轄またはその他すべての税務署長を意味する）に登録しなければならない。

なお、事業開始日前でも登録することができ、登録申請時の提出書類は次のとおりである。

- 事業者登録申請書
- 賃貸借契約書写し（事業場を賃借した場合）または不動産売買契約書の写し（購入した場合）
- 事業許可証・事業登録証・申告済書の写し（許可・登録・申告事業の場合）
- ただし、事業許可・登録・申告前に申請する際は、事業許可申請書・事業登録申請書・事業申告書の写しまたは事業計画書
- 商店街賃貸借保護法第2条第1項による商店街の建物を賃借した場合、該当部分の図面（商店街の建物の一部分を賃借する場合）

付加価値税は事業場別で納付することが原則であるため、事業者登録も事業場別に行なわなければならない。ただし、2010年1月1日以降からは二つ以上の事業場を有している事業者の場合、事業者単位で登録して本店または主事務所が総括して付加価値税の申告、納付と税金計算書の発給など、付加価値税法上の諸般義務を履行することができる。事業者単位で登録する事業者は適用を受けようとする課税期間開始の20日前までに事業者単位課税登録申請書を本店または主事務所管轄税務署長に提出しなければならず(新規事業者の場合、事業開始日から20日以内に事業者登録申請書と一緒に提出)、管轄税務署長から承認を受けた場合は本店または主事務所を除外したすべての事業場の事業者登録税金申告、納付、税金計算書および領収書発行などの業務処理は主な事業場の事業者登録番号で行われる。

## IV. 課税標準と税率

### 1. 課税標準

付加価値税の課税標準は、財貨または役務の供給価額とする。

#### (1) 財貨または役務の提供と供給価額

財貨または役務の提供と供給価額（付加価値税は含まない）は、次のとおりである。

- 金銭で対価を受け取る場合：その対価
- 金銭以外の対価を受け取る場合：提供した財貨または役務の時価
- 特殊関係者との取引で不当に低い対価を受け取るか、対価を受け取らなかった場合：自身が供給した財貨または役務の時価

- 販売目的による他事業場への搬出：財貨の取得価額
- 自家供給（販売目的による他事業場への搬出は除く）：財貨の時価またはみなし時価
- 個人的供給および事業上贈与：財貨の時価
- 廃業する場合：在庫財貨の時価

### (2) 財貨の輸入

財貨の輸入に対する課税標準は、次の式で表すことができる。

$$\text{課税標準} = \text{関税の課税価格} + \text{関税} + \text{個別消費税} + \text{酒税} + \text{教育税} + \text{交通税} + \text{農漁村特別税} \\ + \text{交通・エネルギー・環境税}$$

### (3) 課税標準に含まれるか否かの分類

これについては課税標準に含まれる場合と含まれない場合とに分けて次のとおりとなる。

#### ■ 図表\_課税標準に含まれる場合と含まれない場合

課税標準に含まれる場合	課税標準に含まれない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>– 財貨役務提供後の貸倒金・奨励金</li> <li>– 割賦販売・長期割賦販売の際の利息相当額</li> <li>– 対価の一部として受け取る運送保険料・産業災害補償保険料</li> <li>– 対価の一部として受け取る運送費・包装費・荷役費</li> <li>– 個別消費税および酒税とその教育税および農漁村特別税相当額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>– 値引額</li> <li>– 戻入財貨の価額</li> <li>– 売上割引</li> <li>– 購入者に届く前に破損・毀損または滅失した財貨の価額</li> <li>– 財貨役務提供と直接に関連しない国庫補助金および公共補助金</li> <li>– 対価の支払遅延による延滞利息</li> <li>– 事業者が飲食・宿泊役務または個人サービス役務を供給し、その対価と共に受け取る従業員の奉仕料をクレジットカード売上伝票などにその対価と区分して記載された場合で、従業員支給事実が確認されたサービス料</li> <li>– 容器・包装を返還する条件で、容器代金・包装費用を除外した金額で供給する場合およびその容器代金・包装費用</li> <li>– 事業者がスポーツクラブ施設利用権、商標利用権などの特定役務を二つ以上の課税期間にわたり提供し、その対価を前払で受け取る場合、</li> </ul>

課税標準に含まれる場合	課税標準に含まれない場合
	<p>該当金額を契約期間の月数で除した金額の各課税対象期間の合計額</p> <p>– 事業者が顧客に売上高の一定比率に該当するマイレージを積み立て、後に該当顧客が財貨の供給を受けてその対価の一部または全部を積み立てられたマイレージで決済する場合におけるマイレージ相当額</p>

#### (4) 課税標準の外貨換算

課税標準の外貨換算は、提供時期の到来以前にウォン貨に両替する場合は両替した金額、その他の場合は提供時期の外国為替取引法による基準為替レートまたは裁定為替レートで行う。

## 2. 税率

付加価値税の税率は 10%である。

## V. 税金計算書

納稅義務者として登録した事業者が財貨または役務を提供する場合、提供時に税金計算書（Tax Invoice）の提供を受ける者に対して発給しなければならない。韓国では付加価値税の計算時、税金計算書方式（インボイス方式）を採択しており、税金計算書は単純に取引資料としてのみ活用されるだけでなく、付加価値税を徴収したことを証明する領収書としての効力をもつ最も重要な書類の一つである。

### 1. 必須記載事項

税金計算書には次の事項が記載されなければならず、記載が漏れた場合や事実と異なる場合には、税金計算書の効力が認められないうえに加算税の適用を受ける。

- 提供する事業者の登録番号と氏名または名称
- 提供を受ける者の登録番号
- 提供価額と付加価値税
- 作成年月日など

## 2. 税金計算書記載事項などの特例

税金計算書への記載事項などの特例として、次の三つがあげられる。

- 提供を受ける者が事業者ではない場合には、提供を受ける者の登録番号の代わりに固有番号または住所、氏名および住民登録番号を記載しなければならない。
- 事業者である場合にも必須記載事項とその他必要と認定される事項および国税庁長に申告した計算書であることを記載した計算書（税金計算書とみなす）を国税庁長に申告した後、発給することができる。<sup>(注1)</sup>
- 事業者が税金計算書の記載内容を情報通信網、あるいは作成者の身元および計算書の変更の可否などが確認できる認証システムを通じてインターネットで転送し、これを情報処理装置や電算テープまたはフロッピーディスクで保管している場合、税金計算書を発給したものとみなす。

## 3. 電子税金計算書

紙の税金計算書の場合、その作成、申告および保管のために多くの時間と費用が発生し、課税官庁は偽の税金計算書の洗い出しなどに莫大な行政力、税金が投入されるなどにより、2011年1月1日から法人事業者に対しては電子的方法で税金計算書を発給するように義務化し、電子税金計算書を発給した時には、電子税金計算書の発給日の翌日までに電子税金計算書の発給明細を国税庁長に送信するようにした。

電子税金計算書の作成・発給は以下の四つの方法により計算書作成者の身元および計算書の変更有無などを確認することができる公認認証システムを経て情報通信網を発給することである。

- 全社的企業資源管理設備(ERP)を利用する方法
- 電子税金計算書の発給業務を代行する事業者の電子税金計算書発給システムを利用する方法
- 国税庁電子税金計算書発給システムを利用する方法
- 国税庁長が指定する電子税金計算書発給システムを利用する方法

---

<sup>(注1)</sup> 例えば、移動通信事業者は、毎月の特定日に膨大な量の税金計算書をまとめて作成・交付するという負担を抱えることとなる。このような負担の軽減のため、付加価値税法では移動通信事業者が税金計算書の必要な記載事項などを記載し、代金請求書などを交付する場合は、税金計算書を別途発給しなくても税金計算書を発給したものとみなす制度をおいている。この制度は、移動通信事業者のみならず、電力供給者、インターネット網供給事業者なども多く利用している。

#### 4. 発給時期

発給時期は、原則として財貨または役務提供時となっている。また、発給の特例として、次の場合には財貨または役務の提供日が属する月の翌月の 10 日（ただし、期限末日が土曜日、公休日である場合はその翌日）までに税金計算書を発給すればよい。

- 取引先別に1月の提供価額を合計し、当該月の末日を作成年月日として税金計算書を発給する場合
- 取引先別に1暦月以内で事業者が任意で定めた期間の提供価額を合計し、その期間の終了日を作成年月日として税金計算書を発給する場合
- 関係証憑書類などにより実際取引事実が確認される場合で、当該取引日付を作成年月日として税金計算書を発給する場合

#### 5. 税金計算書発給義務の免除

次に該当する場合、税金計算書の発給義務は免除される。

- 小売業または銭湯・理髪・美容業を営んでいる者が提供する財貨または役務（ただし、小売業の場合には供給を受けた者が税金計算書の発給を要求しない場合に限る。）
- 自家供給・個人的供給・事業上贈与・廃業時在庫財貨（ただし、自家供給のうち販売目的による他事業場への搬出は除く。）
- 輸出する財貨（内国信用状・購買承認書により提供する財貨を除く。）
- 国外で提供する役務・船舶・航空機の外国航行役務（提供を受ける者が国内に事業場がない非居住者または外国法人である場合、および航空機の外国航行役務および航空法による商業書類配達役務に限る。）
- 恒久的施設のない非居住者または外国法人に提供する財貨または役務
- 不動産賃貸役務のうち、みなし賃料に該当する部分

#### 6. 税金計算書合計表の提出

事業者は、売上先別の税金計算書合計表と仕入先別の税金計算書合計表を当該予定または確定申告の際に提出しなければならない。

- 輸入税金計算書

財貨の輸入は課税取引に該当するので、税関長は輸入財貨に対して輸入者から付加価値税を徴収し、輸入税金計算書を輸入者に発給しなければならない。

発給を受けた輸入税金計算書は仕入先別の税金計算書合計表に含まれ、輸入時に納付した付加価値税は仕入税額として控除を受けることができる。

## ➤ 修正税金計算書

修正税金計算書は税金計算書を発給した後、その記載事項に誤りが発生するか、あるいは当初取引の内容が変更された場合に、当初の発行内容を修正することができる制度である。

### ■ 図表\_修正税金計算書の修正発給

修正発給対象	修正発給期限	修正発給方法	
		作成方法	作成年月日
当初に供給した財貨が戻し入れられるか、あるいは契約の解約により財貨または役務が供給されなかった場合		備考欄に当初の税金計算書の作成日付を付記した後、朱書で記入するか、あるいはマイナスの表示をして発給。	財貨が戻し入れられた日または契約解除日
契約の解約などにより、供給価額に追加される金額または減算される金額が発生する場合		追加される金額に対しては黒書で、減算される金額に対しては朱書で作成。	増減事由の発生日付
記載事項に対し錯誤または訂正事由が発生した場合（税金計算書の追跡調査などの更正が行われることを予想して発給した場合を除く。）	課税官庁が課税標準、納付税額または還付税額を更正して通知する前まで	当初発給した税金計算書は朱書またはマイナスの表示をして修正して発給する。修正して発給する税金計算書は黒書で作成。	当初作成日付
必要的記載事項などが錯誤以外の事由により誤って記載された場合（税金計算書の追跡調査などの更正が行われることを予想して発給した場合は除く。）	課税期間に対する確定申告期限の翌日から1年以内	当初発給した税金計算書は朱書またはマイナスの表示をして修正して発給する。修正して発給する税金計算書は黒書で作成。	当初作成日付

(※) その他、当初供給した財貨が戻し入れられた場合、契約の解除により財貨または役務が供給されなかった場合、税率を誤って適用して発給した場合なども修正発給が可能である。

## VI. 申告と納付

付加価値税は暦年を第1期と第2期とに分けて課税期間とし、さらにその課税期間に対して予定申告と確定申告を行う。

課税期間別の申告期限は[図表\_課税期間別の申告期限]のとおりであり、納付期限は申告期限と同一である。

■ 図表\_課税期間別の申告期限

区分		1年（1月1日～12月31日）	
		第1期	第2期
確定申告	課税期間	1月1日～6月30日	7月1日～12月31日
	申告期限	7月25日まで	翌年1月25日まで
予定申告	課税期間	1月1日～3月31日	7月1日～9月30日
	申告期限	4月25日まで	10月25日まで

また、廃業する際はその課税期間の開始日より廃業日までの期間を課税期間とし、廃業日が属する月の末日から25日以内に付加価値税を申告・納付しなければならない。

## VII. 納付（還付）税額

事業者は、課税期間別に売上税額から仕入税額を減算した金額を申告・納付しなければならず、仕入税額が売上税額を超過する場合は、その超過する金額が還付される。

- 納付税額 = 売上税額 - 仕入税額
- 還付税額 = 仕入税額 - 売上税額

### 1. 売上税額

売上税額は、課税期間のうち財貨または役務の供給に対する課税標準に税率を乗じて算出した税額の合計額である。

### 2. 仕入税額

仕入税額は、課税期間のうち財貨または役務の供給を受ける際に徴収された税額の合計額から、控除が受けられない仕入税額を減算した金額である。また、控除対象の可否については次のとおりである。

### (1) 控除が受けられる仕入税額

売上税額から控除が受けられる仕入税額は、次の財貨または役務を仕入または輸入する際に徴収された税額である。

- 自らの事業のために使用された、もしくは使用される予定の財貨または役務の仕入れ
- 自らの事業のために使用された、もしくは使用される予定の財貨の輸入

### (2) 控除が受けられない仕入税額

次に該当する仕入税額は控除が受けられない。

- 仕入先別の税金計算書合計表を提出していない場合の仕入税額
- 提出した仕入先別の税金計算書合計表の記載事項のうち、取引先別登録番号や供給価額のすべてまたは一部が記載されていないか、事実と違って記載されている場合、その記載事項が記載されていない件、または事実と違って記載されている件の仕入税額
- 税金計算書の発給を受けていない場合
- 税金計算書上に必要な記載事項のすべて、または一部が漏れている場合や内容が事実と違う場合の仕入税額
- 事業と直接関連のない支出に対する仕入税額
- 「個別消費税法」第1条第2項第3号による自動車（営業用のものは除く）の購入および賃借および維持に関する仕入税額
- 企業業務推進費(接待費)およびこれと類似する費用の支出に関する仕入税額
- 免税となる財貨または役務を供給する事業（（付加価値税が課税されない財貨または役務を供給する事業を含む）に関する仕入税額（投資関連の仕入税額を含む）
- 土地の造成などのための資本的支出に関する仕入税額
- 事業者登録および登録申請をする前の仕入税額。ただし、供給時期が属する課税期間が終わった後、20日以内に登録を申請した場合、登録申請日から供給時期が属する課税期間まで逆算した期間内は控除される。

## 3. 還付税額

仕入税額が売上税額を超過する場合は、その超過する金額の還付を受けることができる。

### (1) 一般還付

課税期間別に確定申告期限の経過日より 30 日以内に還付される。

## (2) 早期還付

一定の要件を満たす取引に対して発生した仕入税額については、早期還付の適用を受ける。対象となる仕入税額は、ゼロ税率適用対象取引に伴う仮払付加価値税、事業設備の新設・取得・拡張・増築するときの設備取得に伴って発生した仮払付加価値税および財務構造改善計画を履行に伴って発生した仮払付加価値税である。

### ① 還付時期

課税標準の予定申告または確定申告時、早期還付対象者が早期還付を申請する場合は、申告期限の経過日から 15 日以内に還付される。

### ② 早期還付

早期還付対象者は、予定申告期間中または課税期間の最終 3 カ月のうち、毎月または毎 2 カ月間を早期還付期間とし、その期間の課税標準および還付税額を申告することもできる。早期還付申告をする場合、申告期限は、早期還付期間終了日から 25 日以内となり、申告期限の経過後 15 日以内に還付される。

## 4. 貸倒税額控除

貸倒税額控除は、財貨または役務の提供を受ける者の破産・強制執行・死亡・失踪宣告・会社整理計画認可の決定などの事由により、提供を受ける者から回収できなかった付加価値税について、当該事業者の売上税額から差し引くことができるようにして、財貨または役務を提供した事業者の税負担を軽減することを目的としている。

### (1) 貸倒税額控除の事由

貸し倒れとして確定される具体的な要件については[図表\_貸し倒れの確定要件]にまとめた。

#### ■ 図表\_貸し倒れの確定要件

貸し倒れの確定要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・債務者の破産、強制執行、刑の執行または事業の廃止、死亡、失踪、行方不明により回収できない債権</li><li>・商法による消滅時効が成立した売掛金および未収金</li><li>・手形法による消滅時効が成立した手形</li><li>・小切手法による消滅時効が成立した小切手</li><li>・民法による消滅時効が成立した貸付金および前払金</li><li>・債務者再生および破産に関する法律による再生計画認可の決定および裁判所の免責決定</li></ul>

貸し倒れの確定要件
により回収不能と確定された債権
・民事執行法により債務者の財産に対する競売が取り消しとなった差押債権
・物品の輸出または外国での役務提供によって発生した債権で、韓国銀行総裁または外國為替銀行の長から債権回収義務の免除を受けたもの
・不渡発生日から6カ月以上が経過した小切手または手形および売掛金（中小企業の売掛金で不渡発生日以前のものに限る）。ただし、事業者が債務者の財産に対し抵当権を設定しているものは除く。
・回収期日を6カ月以上経過した債権のうち30万ウォン以下の回収実績がない債権(債務者別債権額合計額基準)
・金融機関債権のうち、金融監督院長から貸倒金として承認を受けたか、あるいは金融監督院長が貸倒処理を要求した債権で金融機関が貸倒金として計上したもの

## (2) 控除時期の制限

貸倒税額控除は、事業者が付加価値税が課税される財貨または役務を提供した後、その供給日から 10 年が経過した日が属する課税期間に対する確定申告期限までに貸し倒れが確定するものに限る。

## VIII. 納税地

付加価値税の納税地は、各事業場の所在地とする。事業者が二つ以上の事業場を所有している場合にも各事業場別に申告・納付するのが原則である。ただし、二つ以上の事業場を有している事業者の場合、事業者単位で登録して本店または主事務所が総括して付加価値税の申告・納付することができる。

### 1. 主な事業場での一括納付

事業場が 2 カ所以上ある場合には、主たる事業場で一括納付ができる。そのためには、一括納付しようとする課税期間の開始 20 日前までに主たる事業場の一括納付承認申請書を、主な事業場の所轄税務署長に提出しなければならない。また、主な事業場で一括納付を行う場合であっても、申告は事業場ごとに行わなければならない。

### 2. 事業者単位申告・納付

事業者単位課税事業者は本店または主事務所が総括して申告・納付を行うことができる。

また、事業者単位で申告・納付しようとする課税期間の開始20日前までに、事業者単位での申告・納付承認申請書を本店または主事務所の所轄税務署長に提出しなければならない。

## IX. 課税取引

付加価値税の課税対象となる財貨または役務の供給を課税取引という。

### 1. 財貨の供給

契約上または法律上のすべての原因により財貨（財産的価値のあるすべての有機物および無機物）を引き渡す、または譲渡すること。ただし、担保の提供、事業の譲渡、租税の物納は財貨の供給とみなさない。

### 2. 役務の提供

契約上または法律上のすべての原因により役務を提供する、もしくは財貨・施設物または権利を使わせること。

### 3. 財貨の輸入

財貨を輸入する場合、税関長は付加価値税を徴収し、輸入税金計算書を発給しなければならない。事業者は、輸入する際に納付した付加価値税を仕入税額として控除を受けられる。財貨の輸入とは、次のような財貨の国内搬入のことである。

- 韓国の領土および韓国が行使できる権利が及ぶ場所に引き取ること
- 自由貿易地域を含む保税区域を経由するものは保税区域から引き取ること

## X. 取引時期

付加価値税法上の取引時期は、課税される財貨または役務の取引が行われる時点を決定するための時間的な基準で、付加価値税の徴収および税金計算書の発給時期になる。

### 1. 財貨の提供時期

取引形態ごとの取引時期と課税標準を[図表\_取引時期と課税標準]にまとめた。

■ 図表\_取引時期と課税標準

取引形態	取引時期	課税標準
・現金および掛販売、割賦販売	引渡時または利用可能な時	販売された財貨の総価額
・長期割賦販売 <sup>(注2)</sup>	契約により対価の各部分を受け取ることにした時	契約により受け取ることにした対価の各部分の価額
・条件付販売	条件が満たされる時	販売された財貨の価額
・期限付販売	期限が経過して販売が確定する時	販売された財貨の価額
・進行基準の支払および中間支払の条件付販売 <sup>(注3)</sup>	契約により対価の各部分を受け取ることにした時	契約により受け取ることにした対価の各部分の価額
・財貨の外注加工 <sup>(注4)</sup>	引き渡される時	提供された外注加工物品の加工料
・自家供給（販売目的他事業場搬出は除く。）	転用日	財貨の時価またはみなし時価
・販売目的で他事業場へ搬出	搬出日	財貨の取得価額
・個人的供給または事業上の贈与	使用や消費または贈与時	財貨の時価
・廃業時の在庫財貨	廃業時	財貨の時価
・無人販売	現金回収時	回収した現金額
・輸出財貨	船（機）積日	輸出価額
・保税区域での輸入財貨	輸入申告受理日	輸入価額+差額（実取引価額差額）
・倉庫証券（調達庁長）	財貨の引渡時	財貨の価額
・倉庫証券（保税区域）	輸入申告受理日	財貨の価額
・その他財貨の移動が必要な場合の販売	引渡時	取引相手から受け取る対価
・その他財貨の移動が必要でない場合の販売	利用可能となる時	同上
・委託販売または代理人販売	受託者または代理人への供給時期	同上

<sup>(注2)</sup> 財貨の供給代価を2回以上に分け、財貨の引渡日の翌日から代価の最終支払日までの期間が1年以上である場合をいう。

<sup>(注3)</sup> 中間支払条件付販売は、財貨が引き渡される、もしくは利用可能になる前に契約金以外の代価を分けて支払を受け、契約金の支払約定日より財貨を引渡時または利用可能な日までの期間が6カ月以上である場合をいう。

<sup>(注4)</sup> 財貨の賃加工の契約において資材の一部を負担すれば財貨の供給としてみなす（建設業は除く）。

## 2. 役務の提供時期

役務の提供時期は、一般的基準と形態別基準によって次のように分けられる。

- 一般的基準
  - a. 役務の提供が完了する時
  - b. 財貨または施設物の利用が可能であるか、またはそれに対する権利行使が可能である時
- 形態別基準
  - a. 通常の場合には役務提供が完了する時
  - b. 完成基準支払、中間支払、長期割賦またはその他の条件付で役務を提供するか、その提供単位が区分できない役務を継続的に提供する場合、その対価の各部分を受け取ることにした時
  - c. その他の場合、役務の提供が完了し、価額が確定する時
  - d. 不動産賃貸役務を提供する場合、<sup>チヨンセ</sup> 伝貰<sup>チヨンセ</sup> または賃貸保証金を受け取る際に課税されるみなし賃料の場合は予定申告期間もしくは課税期間の終了日

## 3. 提供時期の特例

提供時期の特例として、次の二つがあげられる。

- 廃業日前に提供した財貨または役務の提供時期が廃業日以降に到来する場合は、その廃業日を提供時期とみなす。
- 提供時期が到来する以前に、代価のすべてまたは一部を受け取るとともに税金計算書または領収書を交付する場合は、その交付日を提供時期とみなす。
- 提供時期が到来する以前に税金計算書を交付し、その交付日から7日以内に代価を受け取る場合は、その交付日を提供時期とみなす。
- 下記の場合、提供時期が到来する以前に税金計算書を交付し、その交付日から7日を過ぎた後に対価を受け取っても、その交付日を提供時期とみなす。
  - a. 取引当事者間の契約書等に代金請求時期(税金計算書交付日)と支払時期を別途に記載した、代金請求時期と支払時期の間の期間が30日以内の場合
  - b. 提供時期が税金計算書交付日の属する課税期間内に到来する場合

## XI. ゼロ税率

多くの国家において、国際取引における間接税の二重課税排除のため、消費地国課税原則をとっている。韓国でも消費地国課税原則<sup>(\*)</sup>に従って輸出する財貨などに対しては付加価値税の税率を「0」とするゼロ税率制度をとっている。

(\*) 財貨の輸入を課税取引にするのも消費地国課税原則によるものである。

また、付加価値税法上、ゼロ税率が適用されるものには、輸出財貨、国外で提供する役務、船舶または航空機の外国航行役務、その他外貨獲得財貨および役務の大きく四つに分けられる。そのうち、輸出財貨と、その他外貨獲得財貨および役務については、具体的に次のようなものがあげられる。

### 1. 輸出財貨

- 内国物品（韓国船舶によって獲られた水産物を含む）を外国に搬出するもの
- 国内事業場で契約や対価受領などの取り引きがされるもので、対外貿易法による仲介貿易方式の輸出、委託販売輸出、外国引渡輸出および委託加工貿易輸出
- 内国信用状または購買確認書によって供給する財貨
- 事業者が韓国国際協力団に供給する財貨で、韓国国際協力団が同財貨を無償で外国に搬出するもの
- 事業者が国外の非居住者などとの直接契約により、その非居住者などが指定する国内の他事業者に引き渡し、引き渡された事業者が当該財貨をそのまま引き渡しまたは製造・加工後に引き渡す財貨で、その代金を外国為替銀行で、ウォン貨で受け取るもの

### 2. その他外貨獲得財貨および役務

- 国内に恒久的施設のない非居住者または外国法人に提供される財貨や役務で、代金を外国為替銀行よりウォン貨で受け取るか、外貨の直接送金を受けて外国為替銀行に売却する方法または非居住者あるいは外国法人に支払う金額から減算する方法により受け取るもの。財貨と役務の範囲は次のとおりである。ただし、専門サービス業、事業施設管理および事業支援サービス業は、当該国家で韓国の居住者または韓国法人に対して同一に免税を行う場合にのみゼロ税率が適用される。
  - ・ 非居住者、外国法人が指定する国内事業場に引き渡される財貨で、当該事業者の課税事業に使用される財貨
  - ・ 専門、科学および技術サービス業（獣医業、製造業会社本部およびその他産業会社本部は除く）
  - ・ 事業支援および賃貸業のうち無形財産権の賃貸業

- ・通信業
  - ・コンテナ修理業、保税区域の保管および倉庫業、「海運法」による海運代理店業および海運仲介業
  - ・情報サービス業のうちニュース提供業、映像・オーディオ記録物の制作および配給業（映画館運営業およびビデオ物鑑賞室運営業を除く）、ソフトウェア開発業、コンピュータープログラミング、システム統合管理業、資料処理、ホスティング、ポータルおよびその他インターネット情報媒介サービス業、その他情報サービス業
  - ・商品仲介業
  - ・事業施設管理および事業支援サービス業
  - ・投資諮問業
  - ・教育支援サービス業
  - ・臨床試験役務
  - ・保税運送業者が提供する保税運送役務
- 非居住者・外国法人の恒久的施設がある場合、国内で国外の非居住者・外国法人との直接契約により提供される財貨や役務で、その代金を当該国外の非居住者・外国法人から外国為替銀行を通じてウォン建で受け取るもの  
(ただし、専門サービス業、事業施設管理及び事業支援サービス業、投資諮問業の場合、当該国で韓国の居住者または内国法人に対して同一に免税する場合に限定)

## XII. 免税

付加価値税法上の免除とは、一定的な財貨や役務の提供に対して付加価値税の納税義務を免除する制度である。付加価値税は消費税であるため、原則的にはあらゆる財貨や役務の提供が課税対象となるべきであるが、経済政策上または社会政策上の理由で一部の取引に対しては納税義務を免除している。免税事業のみを営為する事業者は付加価値税法上の事業者ではなく、付加価値税法上の諸般の申告義務はない。ただし、発給を受ける税金計算書に対する仕入先別の税金計算書合計表の提出義務はある。

### 1. 財貨や役務の提供に対する免税

財貨や役務の提供に対して付加価値税の納税義務が免除される対象としては、次のようなものがあげられる。

- 加工されていない食料品および韓国で生産された食用に加工されていない農産物・畜産物・水産物・林産物など

- 水道
- 練炭および無練炭
- 女性用の生理用品
- 獣医の役務を含む医療保健役務(ただし、2011年から美容目的の整形手術およびペットの診療役務は課税)
- 教育役務
- 旅客運送役務（ただし、航空機・高速バス・レンタルバス・タクシー・特殊自動車・特殊船舶や高速鉄道による旅客運送役務などは除く）
- 図書(図書レンタルおよび室内図書閲覧サービス含む)・新聞・雑誌・官報・ニュース通信および放送（広告は除く）
- 切手（収集用切手は除く）・印紙・証紙・宝くじ・公衆電話
- タバコ事業法によるタバコのうち20本を基準とし、販売価格が200ウォン以下のタバコおよび特殊用タバコのうちゼロ税率が適用されないもの
- 金融・保険役務のうち銀行業・証券業・信託業・投資信託業・投資信託業・投資会社業・質屋業など
- 住宅とその付随土地の賃貸役務（ただし、付随土地のうち、住宅の延床面積と住宅定着面積の5倍（都市地域外の地域にある場合は10倍）のうち広い面積を超過する部分は除外）
- 土地
- 作家、作曲家、その他の大統領令が定める者が作業上で提供する人的役務
- 芸術創作品（骨董品は除く）、芸術行事、文化行事および非作業運動競技
- 図書館・科学館・博物館・美術館・動物園・植物園への入場
- 宗教・慈善・学術・救護・その他の共益を目的とする団体が提供する財貨または役務
- 国家・地方公共団体、あるいは地方自治団体組合が提供する財貨または役務（ただし、国家が提供する小包・郵便物配達の役務は除く）
- 国家・地方公共団体・地方自治団体組合、あるいは大統領令が定める共益団体に無償で提供する財貨または役務

## 2. 財貨の輸入に対する免税

財貨の輸入に対して付加価値税の納税義務が免除される対象としては、次のようなものがあげられる。

- 加工されていない食料品
- 図書・新聞・雑誌

- 輸入する商品見本または広告用物品で関税が免除される財貨
- 輸出された後、改めて輸入するもので、輸出時にゼロ税率の適用を受けていない財貨として関税が免除されるか、あるいは関税が軽減される財貨（ただし、関税が軽減される場合は軽減される部分のみ該当）
- 改めて輸出する条件で一時輸入されるもので、関税が減免されるもののうち大統領令に定める財貨
- その他関税が無税であるか、減免される財貨

### 3. ゼロ税率と免税の比較

ゼロ税率と免税を比較すると、[図表\_ゼロ税率と免税の比較]のようにまとめることができる。

■ 図表\_ゼロ税率と免税の比較

区分	ゼロ税率	免税
制度の目的	消費地国の課税原則の実現	付加価値税の逆進性の緩和
適用対象	主に輸出する財貨などに適用	主に生活必需品に適用
適用範囲	課税取引に対しゼロ税率を適用	免税財貨または役務の提供は課税取引としてみなさない
申告義務	諸般申告義務がある	付加価値税法上、諸般の申告義務なし <sup>(注5)</sup>
関連仕入税額	関連する仕入税額の控除を受けられる	関連する仕入税額の控除を受けられない
税金計算書	原則的に発給義務がある <sup>(注6)</sup>	発給義務なし

## XIII. 加算税

加算税は、申告の遅延や虚偽、過大還付などの適用条件によって、次の種類に分けられ、それぞれの適用条件ごとに加算税額が定められている（図表\_ 種類別の適用条件および加算税額）。

<sup>(注5)</sup> ただし、法人税法によって計算書発給の義務と売上先別の計算書合計表の提出義務はある。

<sup>(注6)</sup> 原則的には税金計算書発給の義務はあるが、課税取引に該当するので、取引相手が非居住者または外国法人である場合は、税金計算書発給の義務を免除する規定をおいている。

■ 図表\_種類別の適用条件および加算税額

種類	適用条件	加算税額
事業者未登録加算税	・事業開始日より20日以内に事業者登録をしない場合	提供価額 <sup>(注7)</sup> × 1%
虚偽登録加算税	・事業者が他人の名義で登録して実際に事業を営為した場合	提供価額 <sup>(注8)</sup> × 1%
税金計算書遅延発給加算税	・税金計算書の発給時期の経過後、当該課税期間に対する確定申告期限までに発給する場合	提供価額 × 1%
税金計算書未発給加算税	・税金計算書の発給時期が属する課税期間に対する確定申告期限までに発給していない場合	提供価額 × 2%
架空税金計算書交付(受取)加算税	・財貨または役務を供給せずに税金計算書を発給した場合 ・財貨または役務の供給を受けずに税金計算書の発給を受けた場合	提供価額 × 3%
偽装税金計算書交付(受取)加算税	・財貨または役務を供給し実際に財貨または役務を供給する者以外の者の名義で税金計算書を発給した場合 ・財貨または役務の供給を受け、実際に財貨または役務を供給する者以外の者の名義で税金計算書の発給を受けた場合	提供価額 × 2%
税金計算書過多交付加算税	・財貨または役務を供給し、税金計算書の供給価額などを過多記載した場合 ・財貨または役務の供給を受け、供給価額などが過多記載された税金計算書の発給を受けた場合	過多記載した供給価額 × 2%
税金計算書不誠実記載加算税	・発給した税金計算書の必要な記載事項の全部または一部が記載されていないか、偽りの部分がある場合	提供価額 × 1%
電子税金計算書遅延伝送加算税	・電子税金計算書を発給した事業者が電子税金計算書発給明細の転送期限が過ぎた後に財貨または役務の供給時期が属する課税期間の	提供価額 × 0.3%

(注7) 事業開始日から登録を申請した日の直前日までの提供価額の合計額

(注8) 他人名義の事業開始日から実際の事業を行うことが確認される日の直前までの提供価額の合計額

種類	適用条件	加算税額
	確定申告期限までに、国税庁長に税金計算書発給明細を送信する場合	
電子税金計算書未伝送加算税	・電子税金計算書を発給した事業者が財貨または役務の供給時期が属する課税期間の確定申告期限までに国税庁長に税金計算書発給明細を送信しない場合	提供価額×0.5%
売上先別の税金計算書合計表における不誠実加算税	・売上先別の税金計算書合計表を未提出の場合 ・提出した売上先別の税金計算書合計表の一部が記載されていないか、偽りの部分がある場合	提供価額×0.5%
	・提出が遅延した場合	提供価額×0.3%
仕入先別の税金計算書合計表における不誠実加算税	・仕入税金計算書の発行を供給時期の経過後に受けた後、仕入税額の控除を受ける場合 ・仕入先別の税金計算書合計表の未提出や不明により、更正または決定時に税金計算書によって仕入税額の控除を受けた場合 <sup>(注9)</sup> ・仕入価額を過大に記載した場合	提供価額×0.5%
無申告加算税	・申告期限までに申告を行っていない場合	無申告税額の20%
過少申告・超過還付申告加算税	・課税標準および税額を過少申告した場合 ・還付申告を過大に行った場合	過少申告・過大還付申告した税額×10%
納付遅延加算税	・納付期限まで納付しないか、過少納付した場合 ・過大還付を受けた場合	未納・過少納付・過多還付を受けた税額×未納などの日数×2.2/10,000
ゼロ税率課税標準申告における不誠実加算税	・申告期限までに申告しないか、過少申告した場合 ・ゼロ税率添付書類の未提出時	無申告・過少申告したゼロ税率課税標準×0.5%

ただし、次の場合には、加算税の重複適用を排除するために適用から除外される。

<sup>(注9)</sup> 修正申告や更正請求の際、当初申告時に提出した仕入先別の税金計算書合計表の未提出・不明・漏れに対し、税金計算書を提出して仕入税額控除を受ける場合に適用される。

■ 図表\_加算税の重複適用を排除

区分	重複適用が排除される加算税
① 税金計算書遅延発給・未発給加算税(1%, 2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子税金計算書遅延(未)伝送加算税(0.3%, 0.5%)</li> <li>・税金計算書不誠実記載加算税(1%)</li> </ul>
② 税金計算書不誠実記載加算税(1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子税金計算書遅延(未)伝送加算税(0.3%, 0.5%)</li> </ul>
③ 事業者未登録・虚偽登録加算税(1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金計算書遅延発給・不誠実記載加算税(1%)</li> <li>・電子税金計算書遅延(未)伝送加算税(0.3%, 0.5%)</li> <li>・売上先別の税金計算書合計表における不誠実加算税(0.3%, 0.5%)</li> </ul>
④ 税金計算書遅延発給・電子税金計算書遅延(未)伝送・税金計算書不誠実記載加算税(0.3%, 0.5%, 1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上先別の税金計算書合計表における不誠実加算税(0.3%, 0.5%)</li> </ul>
⑤ 税金計算書未発給加算税(2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者未登録・虚偽登録加算税(1%)</li> <li>・売上先別の税金計算書合計表における不誠実加算税(0.3%, 0.5%)</li> <li>・仕入先別の税金計算書合計表における不誠実加算税(0.5%)</li> </ul>
⑥ 偽装税金計算書交付(受取)加算税(2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金計算書未発給加算税(2%)</li> </ul>
⑦ 税金計算書過多交付加算税(2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金計算書不誠実記載加算税(1%)</li> </ul>

次の場合には、予定申告納付に関連して加算税が賦課された部分に対しては確定申告納付に関連して加算税を賦課しない。

- 無申告加算税
- 過少申告・超過還付申告加算税
- 納付遅延加算税
- ゼロ税率課税標準申告における不誠実加算税